

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

活力ある元気なかさおか港^{みなと}づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県
笠岡市

3. 地域再生計画の区域

笠岡市の区域の一部（笠岡港、北木島港及び横江漁港）

4. 地域再生計画の目標

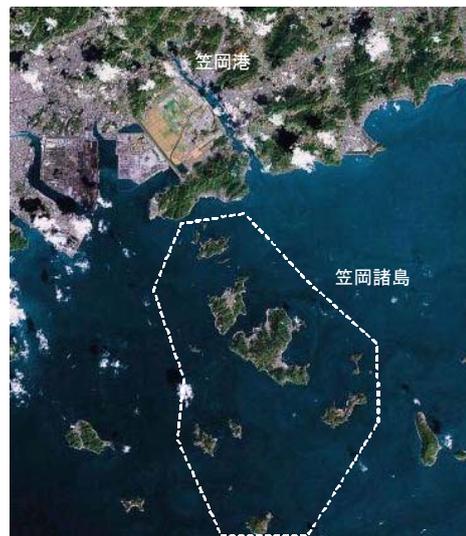
本地域は岡山県南西部に位置し、笠岡諸島などの複雑な地形を有している。潮流環境にも恵まれ、魚介類の種類も豊富で、県下でも希な好漁場が形成されている。このため、古くから漁業活動が活発に行われるとともに、風光明媚な笠岡諸島を中心とした観光産業が盛んな地域である。

島嶼部においては、人口が約2千6百人と、かつての約1/4にまで減少するとともに、高齢化率も約6割と高齢化が進んでいる。このような状況下において、島民自らの発案により、島民と行政との協働事業として、「島の大運動会」を平成10年から各島持ち回りで開催して、島同士の連携強化を図ったり、空き家のIターン希望者への斡旋、瀬戸内海の新鮮な魚介類を生かした手作り弁当「しまべん」の製造やPRなど、地元が一体となって島嶼部の活性化に取り組んでいる。

また、近年の漁業を取り巻く環境も、漁獲量の減少、魚価の低迷等により、極めて厳しいものとなっている。このため、漁業者と市場関係者が連携し、漁獲物・生産物の流通体制の合理化や販路拡大を図るとともに、高齢従事者に対する支援強化、技術や文化の伝承、地元小学生等への自然環境学習などを積極的に展開するなど、本地域では、漁業関係者、住民、地元行政が一体となって、漁業を中心とした町づくりを行っているところである。

笠岡港は、本土側の産業や漁業に利用されるだけでなく、島嶼部漁業者が捕獲した漁獲物の水揚げや、住民の通勤、通学、救急患者搬送、さらには各種物資の輸送等に利用されるなど離島交通の拠点港となっているが、既存防波堤の老朽化、物揚場施設の不足や老朽化、外郭施設が不十分なことから港内の静穏度が保たれていないなど、船舶の出入港や係留等に支障をきたしている。

北木島港においても同様に、外郭施設が不十分であることから港内の静穏度が保たれて



おらず、船舶の安全な利用や、既存物揚場の老朽化による船舶の係留への支障が生じている。

横江漁港は、笠岡水域の干満潮位差が約3.0mと非常に大きいにもかかわらず、泊地の水深が確保されていないことから、干潮時には入出港ができない船があるなど、港の利用が制限された状況であるとともに、高齢化が進む漁業者にとっても利用が容易な物揚場（浮棧橋）の不足が生じている。また、当漁港では、地元漁業協同組合が主体となって、直販売施設を設置し、漁業経営の安定と地産地消促進による地域活性化も計画されているところであるが、一般公共道路から直売施設計画地までの港内道路が未整備であり、漁港の使いやすさの向上だけでなく、直売施設への支援面からも、港内道路の整備が求められている。

各島から本土への漁獲物の集出荷を、笠岡港だけではなく、今後は横江漁港でも行う予定であり、また北木島等への定期航路も笠岡港（住吉地区・神島外浦地区）から出ていることから、これらの密接な関係のある地域を一体的に整備することが重要である。

このため、笠岡港においては、船舶の安全な係留のための物揚場の整備、軽労化のためのバリアフリー型浮棧橋の整備、港内静穏度を確保するための外郭施設の整備を行うとともに、北木島港では、安全な係留のための物揚場・外郭施設の整備を行うことにより、漁業従事者をはじめとした港湾利用者の安全性の向上を図る。また、バリアフリー型の浮棧橋を設置することで、高齢者にも使いやすい港を提供する。

横江漁港では、港内の水深を確保し、潮待ち時間のない機能的な係留場所を確保するとともに、物揚場前面に浮棧橋を整備することにより、漁業者の過酷な労働に対する軽労化を図る。また、港内道路の整備により、漁具や魚の運搬作業の軽減や、地域活性化に寄与する水産物直販売業への支援が図られる。

以上、これらの施設整備により、本土と離島の交通手段である海上交通機能を確保し、漁獲物の水揚げ作業をはじめとした港内作業等の軽労化と安全化を図り、住民組織や漁業関係団体及び地元行政等の離島振興活動や漁業後継者の確保・育成に向けた活動支援を行うことにより、「活力ある元気なかさおか」へと地域の一体的な再生と発展を図るものである。

目標1) 漁業就労者数の減少率低減

直近5カ年23%減→5カ年後7.5%減

岡山県水産課が策定している岡山県水産振興プランでは、県全体で平成10年度の漁業就労者数1,698経営体に対して、目標として平成22年度に1,400経営体としている。(17%減、1年ごとに約1.5%減)

それに対して、笠岡市では、平成10年度の222経営体に対して、現状(平成17年度)では170経営体という状況であり、52経営体減(23%減:1年毎に約3.2%減)となっている。目標としては、岡山県水産振興プランにより、平成24年度に7.5%減(157経営体)にとどめることを目指す。

目標2) 物揚場のバリアフリー型化率の向上(水揚げ用浮棧橋)の増加

笠岡港 (神島外浦地区) 60%→平成24年度:100%

横江漁港（神島地区） 0%→平成24年度： 70%

目標3) 安全に利用できる船舶の増加

笠岡港（神島外浦地区） 54隻→平成24年度：69隻

北木島港（大浦地区） 23隻→平成24年度：44隻

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

笠岡港周辺の地域活性化を行うために、漁業利用に関する施設を中心としたハード施策の整備を行うことで、地域の一体的な発展を図ることとし、各港の利用実態と現況を踏まえながら、地域の再生に寄与する施設を整備する。

施設整備内容として、笠岡港住吉地区では老朽化した物揚場の再整備を行い、安全な係留を確保する。神島外浦地区では、本土側の海上交通ターミナルとしてさらなる機能向上を図るため、バリアフリー型浮棧橋の整備や港内静穏度を確保するための防波堤の整備を行うとともに、安全で使いやすい港づくりのため老朽化した物揚場の整備を行う。また、寺間地区では、老朽化した防波堤の改良を行い、港内の安全性を確保する。

北木島港では、船舶係留の安全性や港湾利用者の安全性を向上させるため、外郭施設に消波工を設置し港内静穏度を確保するとともに、老朽化した物揚場の整備を行う。

横江漁港では、船舶の出入港の潮待ち時間解消と安全な係留が可能となるよう、泊地の整備を行うとともに、物揚場前面に浮棧橋を整備することにより、漁港利用者の軽労化を図る。また、港内道路を整備し、漁具や魚などの運搬作業の軽減や一般車両通行の安全を確保できるとともに、直売事業への支援も図ることができる。

これらにより、各港においては、漁獲物の水揚げをはじめとした船舶からの積み卸し作業の軽労化や安全性の確保、離島住民の生活に不可欠な港の利便性や安全性の確保を目指す。

なお、岡山県及び笠岡市では、「海づくり活動」「人づくり活動」「地域づくり活動」を施策展開の方針としており、海洋牧場の設置やアマモ場の環境改善等により漁場を育成し、漁獲量の増加を図る事業や、漁業に関する学習会など後継者の育成事業、地域が連携した地域活性化事業の推進も併せて行うこととしている。これらの事業との相乗効果によって、港を中心とした賑わい空間を創り、地域の一体的な発展を図るものである。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類の（事業区域）と事業主体]

- ・港湾施設（笠岡港、北木島港） 岡山県
- ・漁港施設（横江漁港） 笠岡市

[整備量]

- ・港湾施設 物揚場、防波堤、浮棧橋
- ・漁港施設 物揚場、道路、泊地

[実施期間]

- ・港湾施設 平成20年度～平成24年度
- ・漁港施設 平成20年度～平成24年度

[港整備交付金の総事業費]

- ・総事業費 1,135,000千円
- 港湾施設 1,040,000千円 (うち交付金 521,000千円)
- 漁港施設 95,000千円 (うち交付金 47,500千円)

5-3 その他の事業

「海づくり活動」目的：つくり育てる漁業・資源管理、漁場環境保全

- ・海洋牧場事業（事業主体：県及び漁協）
活動内容：音で魚を飼い慣らして定着を図るとともに、稚魚の発生から親魚に至るまでの生育環境を整える漁場造成及び運営管理
- ・アマモ場の環境改善（事業主体：県及び笠岡市）
- ・地産地消の鮮魚販売「朝市」（事業主体：漁協）

「人づくり活動」目的：後継者育成、人材育成

- ・都市漁村等交流推進事業（事業主体：笠岡市）
活動内容：地元の小学生とその親を対象として、漁業について正確な理解と水産資源の保護について学習する。
- ・空き家対策（事業主体：地元団体）
活動内容：島にある空き家をIターン希望者へ斡旋し、島に受け入れている

「地域づくり活動」目的：地域の連携、伝統の伝承

- ・島の大運動会及び交流事業（事業主体：地元団体）
活動内容：地域でイベントを企画したり、地元の伝統行事の保持・継承を行う中で、漁業についても伝えていく。

6. 計画期間

平成20年度～24年度（5カ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、県、市、関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を設立し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

添付資料の一覧（目次）

- （１） 地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
- （２） 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書
- （３） 各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面
- （４） 地域活性化のイメージ図
- （５） 参考資料（計画概要表、町おこし記事）